



「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」 (第29回会合)ご説明資料

2024年8月19日

一般社団法人 日本民間放送連盟

論点Ⅰ 基幹放送の役割 ①

論点1 基幹放送の役割

- 基幹放送に期待される社会的役割やその経営環境についてどう考えるか。
- 基幹放送をその放送対象地域においてあまねく受信できるようにする現行の枠組みについてどう考えるか。
- 基幹放送を電波により受信できるようにする現行の枠組みについてどう考えるか。

- 基幹放送は国民の知る権利に応え、非常災害時には国民の生命・財産を守るといふ、情報のライフラインの役割を果たしています。

→市民の利益への奉仕

- 民放の大きな役割として、広告放送やイベント開催などで企業の商品・サービスや活動を社会に周知し、国や地域の経済的な発展に貢献しています。

→消費者の利益への奉仕

- 基幹放送が普及・発展し、多様かつ多彩な情報を社会に伝えるうえで、財源と組織が異なるNHK・民放の二元体制が功を奏してきました。こうした現行の基幹放送という枠組みを維持することは、必要不可欠だと考えます。

論点1 基幹放送の役割 ②

- ローカル局、ラジオ局は、それぞれの地域に根ざし、取材に裏打ちされた日々の暮らしに欠かせない信頼性の高い情報や、娯楽を含む多様で豊かな放送番組をあまねく届けるという基幹放送としての役割、使命を果たしています。コミュニケーションがデジタル化、双方向化する現代においてもなお、ローカル局もラジオ局も、地域に根ざしたライブ情報発信の担い手として、必要とされる存在です。
- ローカル局やラジオ局に代わって、全国津々浦々において、こうした役割、使命を果たす事業主体の参入は、現在も将来も期待できないと考えます。

論点2 地上基幹放送をIPユニキャストで代替することの是非 ①

論点2 地上基幹放送をIPユニキャストで代替することの是非

- 地上基幹放送は、基本的に無線局が地上に相当数開設されることによってその放送対象地域における受信エリアが確保されるものである中で、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替」は何を意味するか。
- IPユニキャスト以外の代替手段も考えられる中で、基幹放送の役割を踏まえ、地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とすることは適当か。

- メディア環境の変化や人口減少など、民放テレビ事業者、特にローカル局は厳しい経営環境に置かれています。そうした中、基幹放送としての役割を引き続き果たし、放送ネットワークインフラの維持と効率化を図るため、小規模中継局等の共同利用型モデルやブロードバンド等による代替について「中継局共同利用推進全国協議会」および各地域協議会において、総務省・NHKとともに検討を進めています。
- 民放連が既に報告したとおり、小規模中継局やミニサテは世帯カバー率が極めて低いにも関わらず、年間維持費の負担が大きいことが定量的に示されています。費用低廉化のために、他の手段による代替を検討するとしても、当該エリアの状況により、既存のCATVやIPマルチキャストでカバーできるとは限りません。

(参照: デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会(第8回) 参考資料3)

論点2 地上基幹放送をIPユニキャストで代替することの是非 ②

- 伝送手段の技術的な選択肢が増えてきたことに鑑み、「あまねく受信努力義務」を放送用電波だけで達成することにこだわる必要はなくなったと考えます。経営の選択肢を拡げる観点から、条件不利地域等に向けた地上基幹放送のIPユニキャストによる伝送を放送に準ずるものとして取り扱い、代替可能とすることは適当と考えます。
- ただし、個別の中継局に対するIPユニキャストによる代替の是非は、各地域において経済合理性の確保を前提に、固有の事情等を踏まえて検討・決定されるものです。

論点3 地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とする場合の要件

論点3 地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とする場合の要件

- 地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とする場合には、**何らかの要件**を設けることは必要か。
- 要件を設ける場合には、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」における品質・機能要件の検討状況も踏まえて、例えば、①**地理的な範囲**、②**代替の必要性**（例：経営状況、業務遂行等）、③**代替の方法**、④**代替される地上基幹放送を行う者の役割**などの観点から、どのような要件を設けることが適当か。

- IPユニキャストによる代替は、民放事業者の経営基盤強化のための選択肢として、経済合理性の確保に寄与することが期待されています。
- 第28回会合（7月25日）では伊東座長代理から、BB代替作業チームの検討状況として、IPユニキャストでは遅延やデータ放送などについて、放送と同じサービスレベルの実現は難しいことが明確になったとの発言がありました。
- 第27回会合（6月10日）では大谷構成員から、受け手のコスト負担を合理的に抑えるために、IPユニキャストの代替の要件はあまり厳格にせず捉えていく必要があるとの発言もありました。
- 民放事業者としても、リーズナブルな要件が設定されることが望ましいと考えます。

論点4 地上基幹放送を代替するIPユニキャストを行う者に適用する規律

論点4 地上基幹放送を代替するIPユニキャストを行う者に適用する規律

- 地上基幹放送を代替するIPユニキャストを行う者を規律することは適切か。
- 規律する場合には、どのような規律内容とすることが適切か。

- 中継局の代替を行うものであるため、ベストエフォートであっても一定の伝送の安定性は必要です。
- IPユニキャストによる代替の実施にあたり、新たな権利処理の負担が生じないことが必要です。

論点5 その他 ①

論点5 その他

- NHKの地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とすることは適切か。
- 更なる検討が必要となる事項として何が考えられるか。

(1) NHKについて

- NHKと民放は多くの中継局を共同建設しており、IPユニキャストを含む代替手法の検討・選択はNHKと各地の民放が揃って行う必要があります。
- したがって、NHKについてもIPユニキャストで代替可能とすることは適切と考えます。

論点5 その他 ②

(2) ラジオについて

- 地上基幹放送の一翼を担う民放ラジオ事業者は、メディア環境の変化の中、テレビにも増して大変厳しい経営環境に置かれています。地域に根差したラジオの持続可能性を高めることは喫緊の課題です。
- 第26回会合(5月24日)における「BB代替作業チーム」の報告に対し、三友座長から、制度面の検討にあたり、ラジオについても配慮すべき旨の発言がありました。これは大変重要な指摘です。
- ラジオ中継局のIPユニキャスト(radikoを含む)による代替についても、経営の選択肢を拡げるため、radikoの普及などラジオ特有の事情も踏まえ、コスト面での実現可能性を十分考慮に入れて、検討いただきたいと考えます。

論点6 放送の将来像 ①

論点6 放送の将来像

- 社会環境の変化（例：能登半島地震で課題となった偽・誤情報対策等）などを踏まえ、**放送の価値**についてどう考えるか。
- **放送概念**は将来的にどのような方向に向かっていくと考えるか。
- 放送概念の変化を見据えたときに、**放送の担い手になることで認められる効果**として何が考えられるか。
（例：権利処理、プロミネンス、多元性確保、データ利用、真実性・信頼性確保等）

- 論点1で述べた「市民の利益」「消費者の利益」双方への寄与が民放の価値であるという基本は不変だと考えます。放送を役割・機能から定義するとの考え方を全否定するものではありませんが、結果として政府が情報やコンテンツの内容に立ち入ることになるのではないかと危惧があります。
- 必要的配信業務が新しく放送法に規定されたNHKと、基幹放送の業務のみに放送法の規律が課される民放とでは立場に違いがあります。民放としては将来的な放送の概念・定義の見直しは、慎重に検討すべき課題と考えています。

論点6 放送の将来像 ②

- 「放送の担い手になることで認められる効果」が例示されていますが、もっぱらネット上の情報・コンテンツ配信に対する優遇措置であることに違和感を覚えます。また、担い手の対象は現行の放送事業者なのか、他のメディアサービスを射程に入れるのかなどを含め、精緻な議論が必要です。
- 民放事業者がインターネット活用に積極的に取り組むことは当然ですが、伝統的定義における放送の継続との両立が重要です。国民・視聴者の期待に応えるため、引き続き議論してまいります。
- 第27回会合（6月10日）では森川構成員から、「人口減少時代に、放送事業者がライフラインを維持するための設備投資を続けるためにはどうすべきか」との重要な指摘があり、重く受け止めています。放送事業に関する規制緩和など、負担軽減に資する施策を引き続き行政に求めたいと考えます。